

○福津市まちづくり地域懇談会(移動市長室)実施要綱

平成19年5月10日

告示第119号

(趣旨)

第1条 この告示は、福津市長(以下「市長」という。)が地域に直接出向くことにより、行政と市民の相互理解を深め、より開かれた市政の実現や市民参画による地域自治のまちづくりを推進するとともに、市民の意見及び提言を幅広く聴取し、市政に反映させるために開催するまちづくり地域懇談会(以下「移動市長室」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象は、原則として福津市民や福津市内に活動拠点がある各種団体及びグループ(以下「団体等」という。)とする。ただし、政治、宗教、反社会的組織や営利、要望、陳情等を目的とする団体は除く。

(内容等)

第3条 移動市長室は、市政に望む意見、地域における諸問題等、第1条の趣旨に沿った建設的な内容について、行政と市民とが直接対話形式で懇談を行うものとする。

2 移動市長室の実施に当たっては、事前に議題の聴取や協議を行い、その内容に応じて関連部署を同席させるものとする。

(実施の申込み)

第4条 移動市長室の実施を希望するときは、実施を希望する団体等の代表者(以下「代表者」という。)が、実施希望日の1月前までに実施希望日時及び会場を市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、市長の公務日程等との調整を行った後、代表者から「移動市長室」実施申込書(様式第1号。以下「実施申込書」という。)の提出を受けるものとする。

3 実施は1団体につき、おおむね年1回とする。

(実施の受諾)

第5条 市長は、実施申込書が提出されたときは、その内容を精査の上、受諾が適当と認められる場合は、「移動市長室」受諾通知書(様式第2号)により、代表者に通知するものとする。

2 市長は、移動市長室の実施を受諾した後においても、災害その他の緊急事態への対応、市や事務組合の臨時議会への出席等、突発的な公務の発生により、移動市長室を実施することが適当でないと認められる場合は実施を中止し、又は日時を変更することができる。

(実施の不受諾)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移動市長室の実施を受諾しないものとする。

- (1) 代表者又は参加予定者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員その他これらと密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とすると認められるとき。
- (3) 移動市長室の趣旨に反し、特定の要望や陳情、苦情等を行うことを主たる目的とすると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、移動市長室の趣旨に反し、公正かつ円滑な実施が困難であると認められるとき。

（実施方法）

第7条 移動市長室は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 実施日時は、12月28日から翌年の1月4日までの期間を除く、午前9時から午後8時までの間の1時間程度とする。
- (2) 会場は、市内の公民館等、適当と認められる施設とする。ただし、会場の手配、準備等については、団体等で行うものとする。
- (3) 参加人数は、原則として10人以上30人以内とする。
- (4) 議題は、代表者が実施申込書提出時に設定するものとする。なお、議題内容は、市と代表者とで事前に調整等を行うものとする。
- (5) 進行は、原則として移動市長室を主催する団体等が行うものとする。ただし、事前協議により、市が進行を行うことも可能とする。
- (6) 行政からの出席者は、市長及び市長が必要と認め指名する職員等とする。

（結果報告等）

第8条 移動市長室実施後、申込団体は「移動市長室」実施報告書（様式第3号）を速やかに市に提出するものとする。

- 2 日常生活や地域に関する意見、要望等のうち、その場で回答が困難な事項については、関連部署と協議し、速やかに処理を行った後、相手方に文書で回答するものとする。

（庶務）

第9条 移動市長室の庶務は、総務部広報秘書課が行うものとする。

（実施状況等の公表）

第10条 移動市長室の内容及び実施状況等は、原則として公表するものとする。

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第96号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第93号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第83号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第77号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年9月3日告示第207号)

この告示は、令和8年9月3日から施行する。